

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和5年11月16日(2023.11.16)

【国際公開番号】WO2021/200621

【出願番号】特願2022-512102(P2022-512102)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/44(2021.01)

H 0 1 M 10/0562(2010.01)

H 0 1 M 50/489(2021.01)

H 0 1 M 50/449(2021.01)

H 0 1 M 50/417(2021.01)

H 0 1 M 50/403(2021.01)

D 0 4 H 1/541(2012.01)

D 0 4 H 1/4391(2012.01)

10

【F I】

H 0 1 M 50/44

H 0 1 M 10/0562

H 0 1 M 50/489

H 0 1 M 50/449

H 0 1 M 50/417

H 0 1 M 50/403 Z

D 0 4 H 1/541

D 0 4 H 1/4391

20

【手続補正書】

【提出日】令和5年11月8日(2023.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

正極層結着剤としては、例えば、SBS（スチレンブタジエンスチレンブロック重合体）、SEBS（スチレンエチレンブタジエンスチレンブロック重合体）、スチレン-スチレンブタジエン-スチレンブロック重合体等のスチレン系熱可塑性エラストマー、SBR（スチレンブタジエンゴム）、BR（ブタジエンゴム）、NR（天然ゴム）、IR（イソプレングム）、EPDM（エチレン-プロピレン-ジエン三元共重合体）、NBR（ニトリルゴム）、CR（クロロプレングム）、及びこれらの部分水素化物、あるいは完全水素化物、ポリアクリル酸エステル共重合体、PVDF（ポリビニリデンフロライド）、PVDF-HFP（ビニリデンフロライド-ヘキサフルオロプロピレン共重合体）及び、これらのカルボン酸変性物、CM（塩素化ポリエチレン）、ポリメタクリル酸エステル、ポリビニルアルコール、エチレン-ビニルアルコール共重合体、ポリイミド、ポリアミド、ポリアミドイミド等が挙げられる。その他、ポリスチレン、ポリオレフィン、ポリオレフィン系熱可塑性エラストマー、ポリシクロオレフィン、シリコン樹脂等が例示される。

40

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0047

【補正方法】変更

【補正の内容】

50

【 0 0 4 7 】

鞘は融点 160 未満の樹脂を用いることが好ましい。融点 160 未満の樹脂としては、例えば、高密度、中密度、低密度ポリエチレンや直鎖状低密度ポリエチレンなどのポリエチレン系重合体 (PE)、プロピレンと他の α -オレフィンとの共重合体、具体的にはプロピレン-ブテン-1ランダム共重合体、プロピレン-エチレン-ブテン-1ランダム共重合体、軟質ポリプロピレンなどの非結晶性ポリプロピレン系重合体、ポリ4-メチルペンテン-1などのポリオレフィン系重合体が挙げられる。また、ポリエステル、アクリル樹脂、ポリビニルアルコール、エチレン-ビニルアルコール共重合体、エチレン-酢酸ビニルアルコール共重合体、低融点ポリエステル(変性ポリエステル)などを挙げる事ができる。鞘には、芯よりも融点の低いポリオレフィン系重合体が好ましく、ポリエチレン系重合体が紡糸や接着性や耐溶剤性の点から特に好ましい。

10

【 手 続 補 正 3 】

【 補 正 対 象 書 類 名 】 明 細 書

【 補 正 対 象 項 目 名 】 0 1 2 6

【 補 正 方 法 】 変 更

【 補 正 の 内 容 】

【 0 1 2 6 】

実施例 1 と実施例 8 の比較から、捲縮熱融着性複合繊維の含有量が 8.0 質量% 以上である実施例 1 の担持用不織布は、引張強度が向上し、プロセス走行性が優れていた。

20

30

40

50